

## 計画の法的な位置付け

この計画は、障害者基本法に定める市町村障害者計画である「長岡市障害者基本計画」と、障害者総合支援法に定める市町村障害福祉計画である「長岡市障害福祉計画」を一体的に策定したものです。

## 計画期間

計画期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの3か年とし、平成 29 年度に次期計画を策定します。

## 他の計画との関係

長岡市のまちづくりの基本となる「長岡市総合計画」をはじめ、「長岡市子ども・子育て支援事業計画」等の計画との整合性を図っています。

## 計画の推進体制

この計画の推進にあたり、「長岡市障害者施策推進協議会」において進捗管理を行うとともに、関係機関との連携を図りながら効果的に事業を実施していきます。

\*\*\*\*\*  
計画書は、長岡市ホームページからもご覧いただけます。

URL <http://www.city.nagaoka.niigata.jp/>  
\*\*\*\*\*

### 長岡市福祉保健部 福祉総務課

【住 所】 〒940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

【電 話】 (0258) 35-1122 (代表)

【F A X】 (0258) 39-2275

【電子メール】 fukushi@city.nagaoka.lg.jp

# 第4期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画

## あ ら ま し

(平成 27 年度～平成 29 年度)



「ともしび運動」シンボルマーク

平成27年3月

長 岡 市

# 計画における基本的な政策目標

「子どもから大人まで一貫した支援の推進」を共通の視点とし、3つの柱により施策を推進していきます。

## 1 相互理解への取組

- 昭和63年から展開してきた「ともしび運動」は、ノーマライゼーションの理念等を取り入れた長岡市の福祉施策の根幹をなすものであるため、今後も引き続き積極的に推進し、「ともに生きる社会」の実現を目指します。
- 障害のある人に対する差別や偏見をなくすため、各種の取組により啓発広報を行い、障害や障害のある人に対する理解の促進を図ります。

## 2 子どもから大人まで一貫した支援を推進するための取組

- 障害の早期発見、医療・リハビリテーションの充実及び予防活動のため、関係機関と連携を図りながら、相談体制や必要なサービス等の整備を推進します。
- 特別な支援が必要な子どもに対する早期療育や教育に努めるとともに、能力や適性等に応じた適切な支援体制の充実を図ります。また、成長過程で支援が途切れないよう関係機関と連携し、きめ細かなサポートを行っていきます。
- 障害のある人の雇用・就労を促進するため、関係機関と連携し、制度の周知や効果的な支援制度の活用を図ります。
- 障害福祉サービスの充実と基盤整備のため、「第4期障害福祉計画」として数値目標及びサービス見込量を設定し、施策を計画的に推進します。
- 個々の障害の状態に応じたサービスを提供し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談窓口の充実や支援体制の強化を図ります。
- 障害のある人の生活を豊かにし、生きがいと活力を与えるため、障害者スポーツや文化活動の普及・推進を図ります。

## 3 住みよい環境をつくるための取組

- 障害のある人が利用しやすい公共施設の整備を進めるため、優先度の高い箇所から順次バリアフリー化に取り組みます。
- 障害のある人の社会生活を充実させるため、住宅環境の整備や公共交通対策の推進に努めます。
- 水害や震災等の経験を踏まえ、災害時における障害のある人や高齢者等の支援策を具体化します。また、地域住民や警察と連携し、官民一体となった「安心で安全なまちづくり」を推進します。

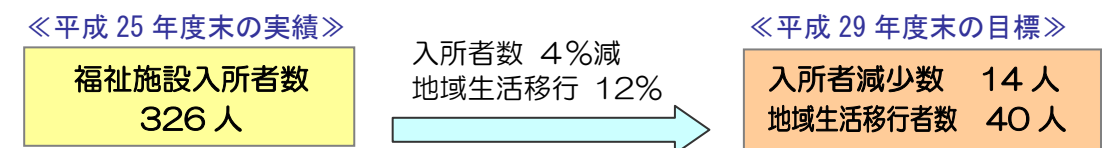
## 障害福祉計画の概要

障害福祉計画には、国の基本指針に基づき、地域の実情や第3期計画の実績を踏まえ、平成29年度を目標年度とした数値目標、各年度におけるサービス見込量及び見込量を確保するための方策を盛り込んでいます。

## 平成29年度における目標値

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成25年度末の福祉施設入所者数を基準に、平成29年度末までに入所者数が4%減少することを目指します。また、入所している人の12%がグループホーム等への地域生活に移行することを目指します。



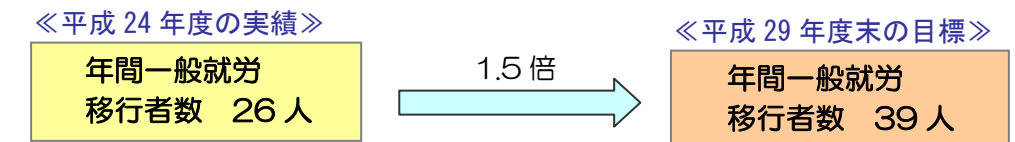
### (2) 地域生活支援拠点の整備

平成29年度末までに、グループホーム等の居住機能と相談対応等の地域生活機能の両機能を持つ「多機能拠点」を1か所以上整備することを目指します。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

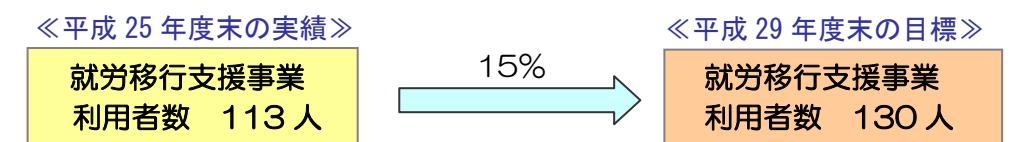
#### ア 福祉施設から一般就労への移行

平成29年度末において福祉施設から一般就労をする人の数を、平成24年度実績の1.5倍以上とすることを目指します。



#### イ 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度末における就労移行支援事業の利用者を、平成25年度の利用者数の15%以上増加することを目指します。



#### ウ 就労移行率が3割以上の事業所の割合

平成29年度末における就労移行支援事業所数を18か所と見込み、就労移行率3割以上の事業所を全体の4割以上に相当する8か所とすることを目指します。